

令和4年度（2022年度）

事業計画書

自 令和 4年 4月 1日

至 令和 5年 3月 31日

社会福祉法人 奄美市社会福祉協議会

目 次

基本方針	・ ・ ・ ・ ・	P	3
重点課題	・ ・ ・ ・ ・	P	3
1	サービスの質の確保		
2	地域における公益的な取り組みの推進		
3	組織統治（ガバナンス）の確立		
4	コロナ社会における対応		
実施計画	・ ・ ・ ・ ・	P	4
I	法人運営分野	・ ・ ・ ・ ・	P 4
1	組織統治（ガバナンス）の確立		
2	財源の確保及び地域福祉活動の周知に向けた取り組み		
3	広報活動の充実		
4	各種団体の運営		
5	コロナ対策の確立		
II	地域福祉推進分野（本所・笠利支所・住用支所）	・ ・ ・ ・ ・	P 5
1	地域福祉推進分野		
2	生活困窮者支援分野		
3	子育て支援分野		
4	人材育成分野		
5	福祉教育分野		
6	団体運営		
7	収益事業（笠利支所独自事業）		
III	在宅福祉分野（本所・笠利支所・住用支所）	・ ・ ・ ・ ・	P 8
1	高齢者支援分野		
2	障がい者支援分野		
IV	老人福祉会館運営事業	・ ・ ・ ・ ・	P 10
1	老人福祉会館管理運営事業（市指定管理事業）		
2	多世代交流推進事業（自主事業）		

【基本方針】 ～地域共生社会の実現へ～

高齢者、障がい者、子供など世代や背景の異なるすべての人々の生活の本拠である「地域」を基盤とした人と人とのつながりを育み、地域住民から寄せられる多様な生活課題を受け止め、地域共生社会の実現に向けた地域づくりに積極的に取り組んでまいります。

【重点課題】

1 サービスの質の確保

ア 良質かつ安全・安心な福祉サービスの提供を目指します。

イ 福祉サービスの担い手である職員の質の向上に努めます。

2 地域における公益的な取り組みの推進

ア 地域共生社会の中心的な担い手として、多様なニーズの把握に努めます。

イ 社会福祉協議会の使命を果たすべく、地域に対する公益的取り組みを推進します。

ウ 地域の活性化、つながりの構築に向けて、住民主体の福祉活動を支援するとともに、民生委員、ボランティア、社会福祉法人、福祉施設などの地域の各種団体との連携及び協働を推進します。

3 組織統治（ガバナンス）の確立

ア 社会福祉法に基づいた、理事会・評議員会・監事などの組織統治体制を確立します。

イ 事業を積極的に導入し、「より推進力を持つ組織づくり」を目指し、社会的な責任と使命を果たし得る組織及び職員として、経営に対する適切なチェック・けん制機能を持って、「自ら改める組織づくり」を目指す取り組みを実施します。

4 コロナ社会における対応

ア 国・県・市の指示に基づく対策と併せて、社協独自の対応に努めます。

イ 利用者及び職員の感染対策に努めます。

【実施計画】

I 法人運営分野

1 組織統治（ガバナンス）の確立

- ア 理事会・評議員会の開催
- イ 役員研修の実施
- ウ 職員研修の実施

2 財源の確保及び地域福祉活動の周知に向けた取り組み

- ア 社協会費や一般寄附金の募集については、単に金額の確保という観点だけでなく、地域課題の解決や社協が行う活動への理解と共感を得るプロセスを周知し、取り組みを行います。

3 広報活動の充実

- ア 社協だよりやかわら版を作成し、広く広報活動を行う。
- イ 社協ホームページやFMラジオ等での広報を行い、社協活動の周知を行う。

4 各種団体の運営

- ア 奄美群島社会福祉団体連絡協議会事務局の運営
奄美群島内の様々な介護・福祉団体により組織された協議会の事務局を運営し、社会福祉大会の開催をはじめ、群島内の福祉向上に向けての連絡・調整等を行います。

5 コロナ対策の確立

- ア 社協の業務における対応等について、研修等を通し職員同士の共通理解を図る。
- イ 街頭募金やチャリティーグラウンドゴルフ大会等の各種行事においての感染対策の検討。
- ウ 災害等でのボランティアセンター開設時の対応について検討する。

Ⅱ 地域福祉推進分野（本所・笠利支所・住用支所）

1 地域福祉推進分野

ア 地域福祉推進事業（自主事業）

- ・福祉活動専門員を配置し生活福祉資金貸付事業、小口融資貸付事業、福祉サービス利用支援事業などニーズの高い既存業務のより一層の推進を図る。さらには既存の社会保障・社会福祉制度では十分に対応することができない福祉課題を、行政や社会福祉関係者、住民・ボランティアと連携して解決を図るために課題把握、目標設定、方法検討などの取り組みを推進し、誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指します。

・入浴事業（受託事業：笠利支所）

ふれ愛の郷の浴場を開放し、一日の疲れを癒すなど、健康増進につなげることに寄与します。

イ 住民主体の地域福祉活動への協力者の確保

地域福祉活動の目的達成のために、社会福祉協議会と一緒に地域で福祉活動を展開する地域福祉サポーターを養成します。

ウ ボランティア活動・市民活動支援事業（自主事業）

市民が自ら地域貢献したいという想いを叶えるために、有償ボランティア研修会の開催や各種ボランティア事業を実施し、地域の福祉力の向上に寄与します。

エ 生活支援体制整備事業（受託事業：名瀬・住用地区）

- ・地域包括ケアの基本となる、住民主体の支え合い体制を構築するために協議会を運営し、福祉課題の分析や解決策の企画立案を行い、具体的な解決策を進めていきます。

・住用まーじん会（住用地区）

生活支援体制整備事業における地域福祉活動推進の一環として住民の主体的な参加と協力のもと、住用地区第2層協議体が行う有償ボランティア事業。その事務局を担当し、住民が日常生活上で援助を必要としたとき、地域の中でお互いに支え合いながら誰もが自立したより豊かな生活が送れるよう支援を行います。

オ 困りごと相談事業（自主事業）

市民の抱える困りごとを解決するための入口として相談を受け、その解決策を相談者と一緒に考え、相談者が自らの力で解決できるように支援を行います。

カ 無料法律相談事業（自主事業）

市民の困りごとの中で、特に法律が関係する案件に対し、弁護士及び司法書士による相談受付を毎月無料で開催し、市民の困りごと解決に寄与します。

キ 中核機関設置運營業務（奄美市・大和村・宇検村受託事業）

成年後見制度の利用促進に関する法律の基本理念に則り、住民が必要に応じて成年後見制度を適切に利用できる仕組みづくりを進めると共に、権利擁護支援を受けられるネットワークづくりを行い、安心して暮らせる地域づくりを目指します。

ク 地域福祉活動計画策定へ向けての取り組み

奄美市の「地域福祉計画」と連動し、既存の事業及び新たに生じている地域課題等を分析、検討、整理し、地域住民や各種団体と連携の上引き続き「地域福祉活動計画」の策定に向けて取り組んでいきます。

2 生活困窮者支援分野

ア 生活福祉資金貸付事業（県社協受託事業）

奄美市に居住する低所得者が、生活するうえで発生した経済的課題を解決するために、鹿児島県社会福祉協議会を通じて、低金利での貸付を行います。

イ 小口融資貸付事業（自主事業）

奄美市に居住する低所得者が、緊急不測の困窮状態に陥った場合の救護措置として、貸付を行うことにより生活改善の支援を行います。

ウ 就労準備支援事業（市受託事業）

生活困窮者自立支援制度の中の任意事業の一つである、就労準備支援事業を奄美市から受託し、就労経験がない、又は就労から長期離脱している等の理由で、社会参加や一般就労へ踏み出すきっかけを模索している方へプログラムを提供し、就労支援を実施します。

3 子育て支援分野

ア 子育てサロン運営支援（自主事業）

ボランティアにより運営されている、毎月第1金曜日開催の「だっこちゃん」と、毎月第3水曜日開催の「ていだっこ」の運営を支援します。

イ おもちゃ病院運営支援（自主事業）

ボランティアにより毎月第4日曜日開催されている「奄美おもちゃ病院」の運営を支援します。

ウ 子育て支援員派遣事業（市受託事業）

養育が困難な子育て世帯を対象に、ホームヘルパーを派遣し、調理、洗濯及び掃除等の家事援助を行うと共に、生活全般の相談援助を行います。

4 人材育成分野

ア 介護職員初任者研修事業（県受託事業）

介護人材の不足を解消するために、介護専門職の入口となる介護職員初任者の養成を行います。

イ 障害者訓練（介護職員初任者研修）事業（県受託事業）

就労を目指す障がい者の能力開発のために、介護職員初任者研修を実施します。

5 福祉教育分野

ア 福祉作文コンテスト事業（自主事業）

市内の小中学生を対象に、福祉への関心を高めてもらうための作文コンテストを実施します。

イ 実習生受け入れ事業（自主事業）

大学や専門学校と連携し実習生を受け入れ、講義や現場実習を行うことで、将来の福祉・介護分野の人材輩出に寄与します。

ウ 福祉の授業実施（自主事業）

市内の小中高の生徒及び保護者に、福祉や介護に対する関心を高めてもらうために、講義や車いす等の福祉機器体験を行います。

エ 児童・生徒のふれあいボランティア活動事業

次代を担う子どもたちにボランティアに取り組むきっかけづくりとして、学校や地域等でボランティア活動を行った児童・生徒へボランティアポイントを付与し、10ポイントたまると活動認定証を交付することにより、ボランティア活動の定着と継続を図ることを目的として事業を行います。

6 団体運営

ア 日本赤十字社奄美市地区事務局運営事業

奄美市において、赤十字の人道支援活動の目的を達成するために、啓発活動、災害時の被災者支援、奉仕団支援、献血事業の広報等を行います。

イ 奄美市共同募金会事務局運営事業

共同募金運動の推進のため、寄付金の募集を行い、社会福祉事業、更生保護事業その他の社会福祉を目的とする事業を経営する団体への配分等を実施し、共同募金会が提唱している「自分のまちを良くするしくみ」を、奄美市において実現することを目的に活動します。

7 収益事業（笠利支所独自事業）

ア 祭壇貸付事業（自主事業）

葬儀の際に、安価な料金で祭壇セットを貸し出します。

III 在宅福祉分野（本所・笠利支所・住用支所）

1 高齢者支援分野

ア 居宅介護支援事業（介護保険事業）

介護支援専門員が、介護サービスや介護予防サービスの利用を開始する際に必要な介護サービス計画をつくる支援や申請代行を行います。また、サービス開始後は、定期的に自宅を訪問し、状態の変化に合わせ、随時介護サービス計画の見直しを行い、併せて多職種との連携・相談業務を行います。

イ 訪問介護事業（介護保険事業）

ホームヘルパーが自宅を訪問して、入浴・排泄等の身体介護や調理・掃除・洗濯などの生活援助・相談業務や関係機関との連携を行います。また、総合事業の一環として生活介護員が自宅を訪問して、調理・掃除・洗濯・買い物代行等の軽度な生活援助を行います。

ウ 訪問入浴介護事業（介護保険事業）

看護職と介護職によるチーム体制で、寝たきり等の重介護者に対して移動入浴車で自宅を訪問し、専用の浴槽を持ち込んで入浴介護・各機関との連携を行います。

エ 家族介護用品支給事業（市受託事業）

おおむね65歳以上の重介護者に相当する在宅の高齢者を対象に、紙おむつ等の無料配布を行います。

オ 在宅介護支援センター運営事業（市受託事業：名瀬地区）

包括支援センターのサテライトとして、担当地区（長浜町・塩浜町・矢之脇町・入舟町・柳町・金久町・幸町・永田町）で、在宅の要援護高齢者の介護者等に対し、24時間体制で各種在宅介護に関する総合的

な相談に応じ、ニーズに対応した各種サービスが総合的に受けられるよう、サービス実施機関との連絡調整を行い、利用申請等の利便を図ります。

カ 福祉サービス利用支援事業（県受託事業）

認知症等により、本来支援を受けられるべき福祉サービスを受けていない状況にある方に対し、金銭管理をはじめとしたあらゆる福祉サービスを適切に活用し、その人らしい豊かな生活を実現していただくよう支援します。

キ 通所介護事業（介護保険事業：笠利支所）

ふれ愛の郷デイサービスセンターで、日常生活上の支援や生活機能向上の支援を日帰りで行います。

ク 食の自立支援事業（市受託事業：笠利支所）

おおむね65歳以上で、介護保険法に規定する要支援以上に該当し、調理や食事の配膳など日常生活を営むことに支障がある方を対象に食事を自宅まで届けます。

ケ 居住部門管理運営事業（市受託事業：笠利支所）

おおむね65歳以上の独り暮らし又は夫婦世帯であって、高齢のため独立して生活することに不安がある方に対し、一定期間の居住の提供を行うと共に、各種相談、助言、緊急時の対応、在宅福祉サービスの利用援助、地域住民との交流の場の提供を行います。

2 障がい者支援分野

ア 相談支援事業（障害福祉サービス事業）

障がいのある人やその家族などからの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言又は障害福祉サービスの利用支援などを行います。

また、虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整、障がいのある人などの権利擁護のために必要な援助を行います。

さらに、計画相談支援については、サービス等利用計画の作成や変更などマネジメントを提供します。

イ 居宅介護事業（障害福祉サービス事業）

障がい程度区分が1以上（障がい児にあっては、これに相当する心身の状態）である方を対象に、ホームヘルパーが自宅を訪問して、入浴、排泄及び食事等の身体介護、調理、洗濯及び掃除等の家事援助を行います。

ウ 重度訪問介護事業（障害福祉サービス事業）

重度の身体障がい者で、常に介護を必要とする方を対象に、ホームヘ

ルパーが自宅を訪問して、入浴、排泄及び食事介助等の身体介護、外出時における移動介助等を総合的に行います。

エ 同行援護事業（障害福祉サービス事業）

視覚障がい者を対象に、移動時や外出先で視覚的情報の支援（代筆・代読含む）や移動の援護、排泄及び食事の介護等を行います。

オ 移動支援事業（市受託事業）

屋外での移動に著しい制限のある人、あるいは一人での外出に困難さがある人に対し、外出の際の移動の支援を行います。

カ 身体障害者訪問入浴サービス事業（市受託事業）

看護職と介護職によるチーム体制により移動入浴車で自宅に訪問し、専用の浴槽を持ち込んで入浴介護を行うことで、身体障がい者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等に寄与します。

キ 家族介護用品支給事業（市受託事業）

身体障害者手帳2級程度以上の障がいのある在宅者、療育手帳A2程度以上の障がいのある在宅者を対象に、紙おむつ等の無料配布を行います。

ク 福祉サービス利用支援事業（県受託事業）

障がい等により、本来支援を受けられるべき福祉サービスを受けていない状況にある方に対し、金銭管理をはじめとしたあらゆる福祉サービスを適切に活用し、その人らしい豊かな生活を実現していただくよう支援します。

ケ 要約筆記奉仕員養成講座に関して、フォローアップ研修に取り組み受講修了者の技術向上を図り、難聴者等の情報保障に努めます。

IV 老人福祉会館運営事業

1 老人福祉会館管理運営事業（市指定管理事業）

高齢者を対象に、各種相談、機能回復訓練、入浴を通じた健康の維持・増進、教養の向上に寄与します。

2 多世代交流推進事業（自主事業）

老人福祉会館の多様な設備を活用し、子育てサロン等を開催し年代を超えて、多くの市民が交流できる場を提供します。